

社会福祉法人まほろばの里役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろばの里（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬及び費用弁償費)

第3条 役員及び評議員には、理事会・評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する報酬は無報酬とし、費用弁償費は支給しない。

(役員の報酬)

第4条 理事の報酬は、無報酬とする。

2 監事の報酬は、無報酬とする。

(評議員の報酬)

第5条 評議員の報酬は、無報酬とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。